改正概要説明書

国名: シンガポール 法令名:商標規則

改正情報: 2022 年 5 月 26 日施行

改正概要:

1. 書類の送達に関する変更

電子オンラインシステムを使用した電子通信に関する規定が追加された。また、書類の送達方法に関して、送達宛先が有効ではない場合における送達の手段に関する規定を明確化する変更が行われた(規則7,規則9)。

2. 代理人に関する変更

代理人が、案件に関する代理行為を停止する場合の手続に関する規定を明確化する変更 が行われた(規則 10)。

3. 翻訳及び翻字

商標がローマ字又は英語以外の言語の語句を含む又はこれで構成される場合について、 翻訳等の作成等の手続の規定を見直した(規則20)。

4. 訂正申請の公告及び異議申立

規則 22 に規定される出願の補正内容に関する公告及びこの規定による公告に対する異議申立に関する規定が新設された(規則 22A)。

5. 異議申立て手続における意見書の提出期間

登録異議申立てに対し出願人から意見書が提出した場合,当事者が証拠を提出する指定期間について指定後の短縮ができるよう変更した(規則31A)。

6. 聴聞前審理

書面の通信を交換することにより、非同期的な方法で行う聴聞前審理に関する規定を明確化する変更が行われた(規則 36A)。

7. 争点とされた商標の有効性の証明書

登録官又は裁判所に対する手続において商標登録の一定の有効性が争われ、かつ、当該商標の登録は全部又は一部が有効であると登録官又は裁判所が認める場合における証明書に関する規定を明確化する変更が行われた(規則 47)。

8. 登記官により発行された文書の認証

何人も、登録官に様式 CM12 を提出することによって、登録官が発行した文書を自己に対して認証するよう請求することができる旨の規定が新設された(規則 48A)。

9. 取引の登録又は通知の申請

取引の登録又は通知の申請を電子オンラインシステム以外で行う場合は、すべての当事者又はその代理が署名することとなる旨の変更が行われた(規則 55)。

10. 取消・無効の手続

- ・登録の取消・無効の手続において、商標法第 67 条に基づく登録簿における誤記又は脱落の修正(更正)の登録官への申請内容を明確化する変更が行われた(規則 57)。
- ・意見書が提出された場合、聴聞における証拠の提出期間の短縮に関する規定を明確化する変更が行われた(規則 59)。

11. 証拠及び手続

- ・聴聞による証拠手続について、当事者手続における登録官裁量権の行使請求に関して、 所定の期間内に請求をしなかった場合は登録官は聴聞を拒絶できる旨の規定を設け、登 録官の決定の通知についての手続を明確化する変更が行われた(規則 67A)。
- ・ 登録官が非公開とする聴聞についての規定を明確化する変更が行われた(規則68)。

12. 費用の額

費用に関する手続の併合及び費用の査定に関する規定を設ける変更が行われた(規則75)。

13. 出願手続の継続

取り下げたとみなされた商標登録出願に関する手続について,一定の条件下において出願人が登録官に対して出願手続の継続を求める請求を行うことができる旨の規定が新設された(規則77AA)。

14. 電子オンラインシステムの設置

- ・ 電子オンラインシステムの使用に関する規定を明確化する変更が行われた(規則 78A)。
- ・電子オンラインシステムを補佐するサービス局の規定を廃止した(改正前規則 78I の 削除)。

15. 事件管理会議

登録官の指示により事件管理会議を開くことができる旨の規定を新設した(規則81A)。

16. 書類,情報又は証拠の提示

登録官による証拠の管理を主導できる旨の規定を新設した(規則81B)。

17. 事項又は手続の併合

登録官は、登録官が公正と考える条件で 2 以上の事項又は手続を併合するよう命じることができる旨の規定が新設された(規則81C)。

18. 不備・誤謬の訂正

- ・手続の不備の訂正はその決定を公告する旨の規定を新設した(規則83)。
- ・誤謬・錯誤の訂正に関する手続を明確化する変更が行われた(規則81B)。

改正内容:

•規則7,規則9

書類の送達に関して明確化された。

・規則 10

代理人に関して明確化された。

・規則 20

商標がローマ字又は英語以外の言語の語句を含む場合に関して明確化された。

・規則 22A, 規則 48A, 規則 77AA, 規則 81C

新設規則である。

•規則 36A

聴聞前審理に関して明確化された。

•規則 47

商標の有効性の証明書に関して明確化された。

•規則 55

取引の登録又は通知の申請を電子オンラインシステム以外で行う場合、すべての当事者 又はその代理が署名することとなった。

・規則 57

登録簿における誤記又は脱落の修正の申請に関して明確化された。

•規則 59

証拠の提出期間の短縮に関して明確化された。

•規則 67A

裁量権行使に関する登録官の決定の通知に関して明確化された。

・規則 68

聴聞の非公開に関して明確化された。

•規則75

費用に関しても手続の併合が考慮されることとなった。

·規則 78A

電子オンラインシステムの使用に関して明確化された。

・規則 78I

削除された。

・規則 81A

事件管理会議に関して明確化された。

・規則 81B

登録官による証拠の管理に関して明確化された。

・規則84

誤謬の訂正に関して明確化された。